

アップルvs.サムスンスマホ特許訴訟ー 初戦はサムソン勝訴判決

平成23年(ワ)第27941号 損害賠償請求事件(東京地裁判決)

スマートフォンなどのキーレス端末が世界的に急速に普及する中、米国のアップル社と韓国のサムスン電子とは、世界中で特許戦争を繰り広げている。そんな中、日本ではおそらく第一号になる特許訴訟の一審判決が東京地裁にてなされた。

本事件は、アップル社(原告)が自己の所有する特許権(特許第4204977号)に基づいて、日本サムスン株式会社とサムスン電子ジャパン株式会社(被告)に対し、同社の商品「GALAXY」ブランドの端末を使った処理方法(被告方法)が同特許権を間接侵害するものとして、連帯で1億円の損害賠償を求めたものである。

東京地裁は、平成24年8月31日、被告方法が上記特許権の特許発明の技術的範囲に属さないから同特許権の間接侵害に当たらないとして、原告であるアップル社の請求を棄却する判決を下した。

原告の特許第4204977号は、「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」と称する発明、より具体的には、スマートフォン等のメディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法に関する発明に関する特許権である。

争点は、被告方法が特許発明1の構成要件G1および特許発明2の構成要件G2を充足するか(争点1)、被告方法が特許発明2の構成要件H2を充足するか(争点2)、被告方法が特許発明3の構成要件F2を充足するか(争点3)であった。特に、判決では、争点1を主に判断した。

争点1(構成要件G1, G2を充足するか)

特許発明1、特許発明2および特許発明3は、構成要件別に分説すると、次の通りである。

<特許発明1ー請求項11ー>

メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、(構成要件A1)

前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、(構成要件B1)

前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、(構成要件C1)

前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、(構成要件D1)

前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴を備えており、(構成要件E1)

該品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つが含まれており、(構成要件F1)

前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。(構成要件G1)

<特許発明2ー請求項13ー>

メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、（構成要件A 2）

前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、（構成要件B 2）

前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、（構成要件C 2）

前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、（構成要件D 2）

前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なメディアコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの少なくともタイトル名およびアーティスト名を含む属性および品質上の特徴を備えており、（構成要件E 2）

当該プレーヤーメディア情報と当該ホストメディア情報とを比較し、両者の一致または不一致を示す比較情報に基づいて、前記メディアプレーヤーと前記ホストコンピュータとの間でメディアコンテンツのシンクロを行ない、（構成要件G 2）

更に当該シンクロの処理は、前記比較情報が両メディア情報の不一致を示しているとき、前記プレーヤーメディア情報には含まれ前記ホストメディア情報には含まれない前記メディアアイテムを、前記メディアプレーヤーから削除されるべきメディアアイテムとして特定すること、および前記特定されたメディアアイテムを前記メディアプレーヤーから削除することを含む方法。（構成要件H 2）

<特許発明3－請求項1 4－>

請求項1 3に記載の方法であって、前記品質上の特徴には、ビットレート、サンプリングレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つを含む方法。（構成要件F 2）

ここで、問題となったのは、構成要件G 1、G 2中の「メディア情報」とは何か？ということであった。原告は、被告各製品及びパーソナルコンピュータが、本件発明の「メディア情報」の一種である「品質上の特徴」に含まれる「総時間」を比較して、メディアアイテムのシンクロ処理をしているとして、被告方法は構成要件G 1及びG 2を充足すると主張した（判決第3 7頁下7行目～下4行目を参照）。

しかし、東京地裁は、被告方法は、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定しているものであって、総時間を用いてメディアファイルの一致・不一致を判定していると認めることはできない、との判断を下した。

さらに、ファイルサイズはメディア情報に含まれるとの原告主張および音楽ファイルのファイルサイズはメディア情報に含まれる総時間とビットレートの積にほぼ等しいので、音楽ファイルのファイルサイズはメディア情報に含まれるとの原告主張に対し、東京地裁は、ファイルサイズはファイル名やファイル更新日と同様に、ワードファイルやエクセルファイルなどの通常のファイルに一般に備わるものであって、音楽ファイル等のメディアアイテムに特有の情報とはいえない、さらには、ファイルサイズが総時間及びビットレートと関連するからといって、当然に、ファイルサイズもメディア情報に含まれるとはいえない、と判断した（判決第3 8頁上1行目～第4 0頁上1 4行目を参照）。

争点2及び争点3（構成要件H 2を充足するか、構成要件F 2を充足するか）

被告各製品は、「K i e s」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で音楽ファイルのシンクロを行うに当たり、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定しており、音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロは行われず、音楽ファイルが被告各製品から削除されることはない、との理由から、東京地裁は、被告方法は構成要件H 2を充

足しないと判断した（判決第50頁上2行目～上10行目を参照）。

さらに、東京地裁は、被告方法は構成要件G2及びH2を充足しないから、結局、構成要件F2を充足しないと、判断した（判決第50頁上15行目～上18行目を参照）。

以上